（合理的土地利用耐火建築物等内の住宅の家賃その他賃貸の条件）

第十四条　令第一条の三第一項第八号に規定する資金の貸付けを受けた者で当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの（包括承継人を含む。以下「合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人」という。）は、当該住宅を賃貸するときは、次の各号に定めるところに従つてしなければならない。

［一・二　略］

2　第十二条第二項の規定は、合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人が賃貸する令第一条の三第一項第八号の規定による貸付けに係る住宅の家賃について準用する。

3　［略］

4　令第一条の三第一項第八号の規定による貸付金に係る住宅が第十二条の二第一項に規定する基準に該当する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「貸付金を」とあるのは「貸付金に相当する額に修正率を乗じて得た額を」と、「差し引いた額」とあるのは「差し引いた額に修正率を乗じて得た額」とする。

［条を削る。］

（合理的土地利用耐火建築物等内の住宅の家賃その他賃貸の条件）

第十四条　令第一条の三第一項第八号又は第九号に規定する資金の貸付けを受けた者で当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの（包括承継人を含む。以下「合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人」という。）は、当該住宅を賃貸するときは、次の各号に定めるところに従つてしなければならない。

［一・二　同上］

2　第十二条第二項の規定は、合理的土地利用耐火建築物等内住宅賃貸人が賃貸する令第一条の三第一項第八号又は第九号の規定による貸付けに係る住宅の家賃について準用する。

3　［同上］

4　令第一条の三第一項第八号又は第九号の規定による貸付金に係る住宅が第十二条の二第一項に規定する基準に該当する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「貸付金を」とあるのは「貸付金に相当する額に修正率を乗じて得た額を」と、「差し引いた額」とあるのは「差し引いた額に修正率を乗じて得た額」とする。

（特定中高層耐火建築物内の住宅の賃借人の選定）

第十五条　第六条から第九条までの規定は、令第一条の三第一項第八号に規定する資金の貸付け（土地担保貸付けの貸付金額の限度における貸付けで当該貸付けに係る住宅の戸数が二十戸以上であるものに限る。）を受けた者で、当該貸付金に係る特定中高層耐火建築物（同号ハに掲げる建築物をいう。以下同じ。）内の住宅を賃貸するもの（包括承継人を含む。以下「特定中高層耐火建築物内住宅賃貸人」という。）が賃貸する当該貸付けに係る住宅の賃借人の選定方法について準用する。ただし、住宅を賃貸する事業を行う者に当該貸付けに係る住宅を賃貸する場合その他公庫が適当と認める場合は、この限りでない。

2　前項において準用する第六条から第九条までに定めるところに従つて賃借人を選定した後において賃借人が欠けた場合においては、特定中高層耐火建築物内住宅賃貸人は、同項において準用する第六条及び第七条に規定する方法によらないでその空住宅の賃借人を選定することができる。

第十六条　［同上］

第十七条　法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ホ又は令第一条の三第一項第三号の二の規定に該当するもの（包括承継人を含む。以下「土地譲渡人」という。）が譲渡する造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲受人（法第十九条第二項第三号の二に規定する関連利便施設の用に供されている土地又は借地権の譲受人を除く。次項、第十八条、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十四条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項において同じ。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

［一・二　同上］

2　［同上］

第十八条～第二十条　［同上］

（譲受申込みの拒否の禁止）

第二十一条　譲渡人又は土地譲渡人は、第十六条から第十八条までの規定による譲受人の資格を有する者の適正な譲受けの申込みを拒むことができない。

第二十二条～第二十二条の三　［同上］

（積立手帳）

第二十二条の四　公庫は、前条の規定により積立者を選定したときは、積立者に第二十二条の二第二項各号に掲げる事項、その者の住所及び氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所及

第十五条　［略］

第十六条　法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ホ又は令第一条の三第一項第三号の二の規定に該当するもの（包括承継人を含む。以下「土地譲渡人」という。）が譲渡する造成した土地又は造成した土地に係る借地権の譲受人（法第十九条第二項第三号の二に規定する関連利便施設の用に供されている土地又は借地権の譲受人を除く。次項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第二項及び第三項、第二十六条、第二十七条並びに第二十八条第一項において同じ。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

［一・二　略］

2　［略］

第十七条～第十九条　［略］

（譲受申込みの拒否の禁止）

第二十条　譲渡人又は土地譲渡人は、第十五条から第十七条までの規定による譲受人の資格を有する者の適正な譲受けの申込みを拒むことができない。

第二十一条～第二十一条の三　［略］

（積立手帳）

第二十一条の四　公庫は、前条の規定により積立者を選定したときは、積立者に第二十一条の二第二項各号に掲げる事項、その者の住所及び氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所及